

平成25年第15回茂原市教育委員会会議（12月定例会）日程

12月26日（木）15：00～

於：茂原市役所9階会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 茂原市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 茂原市教育委員会感謝状贈呈者の決定について

（報告事項）

1 平成25年茂原市議会第4回定例会（12月議会）の一般質問の要旨について

2 長生郡市広域市町村圏組合規約の変更に関する教育委員会への意見聴取について

3 平成26年第1回（1月定例会）及び平成26年第2回（2月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について

4 その他

4 閉会宣言

5 協議事項

★(会議結果) 議決事項について、議案第1号から議案第3号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録

平成25年第15回（定例会）

- 1 期日 平成25年12月26日（木）
開会 午後3時00分
閉会 午後4時42分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員
委員長 足立 俊夫
委員長職務代理者 鎌田 俊郎
委員 齋藤 晟
委員 鈴木 一代
教育長 古谷 一雄
- 4 出席職員
教育部長 鈴木 健一
教育部次長（教育総務課長） 中山 邦彦
学校教育課長 宮本 昌典
生涯学習課長 高中 正典
体育課長 大和久義照
中央公民館長 唐鎌 孝雄
美術館・郷土資料館長 渡辺 哲也
図書館長 池座 一雄
教育総務課長補佐 中村 一之
教育総務課主事 松本 卓也
- 5 署名人の指定
委員 齋藤 晟
委員 古谷 一雄

足立委員長 : 平成25年第15回茂原市教育委員会会議（定例会）を開会します。
本日の出席人数は5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。
本日の会議録署名人は、齋藤委員と古谷教育長にお願いいたします。
これより会議事項に入ります。
本日は、議案が3件となっております。
議案第1号「茂原市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の説明をお願いします。

鈴木教育部長 : 議案第1号「茂原市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。
3ページの参考資料①をご覧ください。
茂原市奨学資金貸付条例施行規則の延滞金の割合について、現行では14.6%と定めておりますが、本案により茂原市延滞金徴収条例に準ずるよう改正し、平成26年1月1日以降、1ヶ月目は2.9%、2ヶ月目以降は9.2%へとするものです。
茂原市延滞金徴収条例は、平成25年3月31日、地方税法の一部を改

正する法律が公布され、延滞金の割合の特例が見直されたことに伴い、改正されるものです。

延滞金の割合の元となる「新特例基準割合」とは、短期貸出約定平均金利の平均値として財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合で、平成26年度は年1.9%となります。平成26年度の延滞金の割合は、1ヶ月を経過するまでは、この新特例基準割合1.9%に年1%の割合を加算した割合2.9%、1ヶ月経過後は年7.3%を加算した割合9.2%となります。例として、2万円を1年間滞納しますと、現行では返済時には2万2,900円の返済額となっておりますが、茂原市延滞金徴収条例に準ずる改正後は、2万1,700円の返済へと減額されます。

経過措置につきましては、平成26年1月1日に施行され、以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によります。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

- 足立委員長 : 議案第1号について、質疑をお願いいたします。
- 鎌田職務代理 : 現在、何人でいくらかの貸出しがあって、返済が動いていない額がどれくらいありますか。
- 鈴木教育部長 : 奨学資金の滞納状況ですが、平成25年12月18日現在で、返済対象者403人のうち納期超過者が26人、期間内の滞納者が39人、合計65人でございます。
- 鎌田職務代理 : 期間内の滞納者ってどういうことですか。
- 鈴木教育部長 : 例えば、借りた期間の3倍の期間で返済をするという規則ですが、その返済期間を超えている方。そういう方が26人。大学ですと4年間行きますから（返済期間は）12年ですけれど、12年の期間の中に収まっている方が39人。滞納額ですが、納期超過者が10,655,250円、期間内の方が16,170,625円、合計で26,825,875円という状況です。
- 鎌田職務代理 : 今現在65名の方は、少しでも払っているんですか。それとも全然動きが無いんですか。
- 鈴木教育部長 : 納期超過者が26名いますけれども、こちらについては所定の納期の中に収まっていないわけですから、当然滞納状態としては悪い状態にあることは事実です。全く納めていない方も数名いる状況です。
- 齋藤委員 : 今回、端的に言って利息が安くなるということですよ。2万円だと、1,200円くらい安くなるんですか。そのくらい安くなったからといって、滞納者が減るわけじゃないと思いますけれども。
- 鈴木教育部長 : 奨学資金の滞納の利息というのは、税金の滞納の利息と比べるとどのくらい差があるんですか。
- 鈴木教育部長 : 規則を改正する前の14.6%というのは基本的な基準の利息で、この延滞金徴収条例に基づいてやるようになってこういう形になるということで、基本的には全部同じ扱いで、規則を準用しているものは全部同じ扱いになります。
- 鎌田職務代理 : 先程の滞納者は、14.6%の延滞税は取られてないんですか。
- 鈴木教育部長 : 大変申し訳ありませんが、返済する時に延滞金というものが当然そこに乗っかって納めて頂くという形ですので、現状納めてない方については納めていないということです。
- 鎌田職務代理 : では、やはり延滞税は支払わなくちゃいけないということですね。
- 鈴木教育部長 : 制度上はそうっております。奨学資金というのは無利息ですので、当然返済されたものが原資になって回転している部分がありますので、そういう流れの中では延滞金も払ってもらわないといけないですし、ちゃんと納めてくれないと次借りる方の原資が厳しくなっていくという部分がありますので、ご理解を頂けるような努力を、個別に呼び出しをしたり、督促状を出したり、色々な形で回収に努めているところでございます。
- 鎌田職務代理 : ただ、家庭の事情ですとか、就職が出来ていないとか色々な事情は当然あるんですが、それはそれとしてそのために連帯保証人等も付けておりますので、保証人等にお支払い頂くことも含めて、返済をしてもらえるような努力を今はして、個別対応しているところでございます。
- 鎌田職務代理 : 世間一般で言われているよりも、いい方なんじゃないですか。全国的に

- 見るともっと悪いような印象があるんですが。
- 鈴木教育部長：具体的な細かい手持ち資料を持っていないので、正確なことは言えないんですが、奨学資金自体が色んな制度が充実してきており、金融機関でも貸出しをしていますし、大学でも生徒数が減っていく流れの中で、囲い込みのため奨学資金をやっていたり、県でも当然やっていますし、茂原市もやっています。現実問題として、奨学資金の借入者の動向としてはこのところ減っている状況です。あとは、高校無償化の影響もあって、高校生の借入というのは減っているという状況があります。国がやっている奨学資金自体も無利子の分と有利子の分と両方基準が変わっていくような制度を作ったりして、かなり充実していますので、借りる方は借りやすくなっているんですが、その分安易に借りて返済が滞っているというところは厳しいんじゃないでしょうか。市の方の分については、市でやっていますので当然、職員が原資を回収しないといけない部分がありますので、結構こまめに返済督促をしたりしてしますので、そういう面ではかなり改善されてきているというふうに理解しております。
- 足立委員長：払えないところにまた延滞金となると、雪だるま式に膨らんでいってしまう気がして、お手上げ状態になってしまう気がします。規則で延滞金を付けるのは当然分かるんですが、回収が非現実的になってきてしまうんじゃないかな、延滞金を付けていることによって。いかがなものでしょうか。
- 鈴木教育部長：制度として当然ある制度ですので、的確な表現かどうか分からないんですが、ペナルティ的な部分の話ですので、ちゃんと返済している人と返済していない人に差が出るという事実は発生するんですけども、当然それはそういう制度で貸している以上は納めて頂くというのが原則でございます。ただ、色んな条件を加味して、返済方法の協議というのはしておりますし、色々なご相談には乗っておりますので、そういう流れの中で出来る限りお支払頂くようにしていきたいというのが、うちの方の考えでございます。
- 足立委員長：他によろしいでしょうか。無ければ、議案第1号について採決に入ります。
- 各委員：異議なし。
- 足立委員長：全会一致で原案通り可決することと決定致しました。ご担当の方、大変ですが頑張って頂きたいと思います。次に、議案第2号「茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明をお願いします。
- 鈴木教育部長：議案第2号「茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。
- 本案は、平成24年第11回教育委員会会議において、ご可決いただきました「茂原市立富士見中学校及び西陵中学校区の学校選択制にかかる教育委員会の方針」に基づきまして、茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の附則第4項に「平成26年3月31日まで」としております両中学校区における学校選択制につきまして、更に4年間延長し「平成30年3月31日まで」に変更することで、西陵中学校の教育環境を整えようとするものです。
- また、本変更の際し、より理解しやすい記述に改めようとするものです。
- 足立委員長：それでは議案第2号について、質疑をお願いいたします。
- 古谷教育長：確認の意味で、当初は23、24、25年度ということだったんですけど、さらに4年間延びた経緯をもう1度説明をお願いしたいと思います。
- 鈴木教育部長：西陵中学校と富士見中学校の学校選択制は、今、教育長からお話がありましたけれども、23年度から3年間という形で選択制を導入させていただきました。3年目の25年度で、26年入学するところで選択制は当初の計画では終わるという話でございました。しかしながら、西陵中のある緑ヶ丘団地の方から選択制について、考慮してもらいたいという要望等がありまして、改めて通学区域審議会で話をさせて頂きまして、4年間延ばすと

いう話で決着したところで、教育委員会会議に報告させて頂いて、ご了承を得たところでございます。これによりまして、4年間延びますので29年4月に入学する方まで選択が可能だという形になります。それに伴いまして、当然その間、西陵中学校は今のところであると選択制の対象校でありますので存続するという話になります。しかしながら、選択の判断基準といたしまして、顕著な増加の問題と学校運営上の問題がそこに伴ってきた場合については、その時点で教育委員会でその辺のところを判断するというようなことが含まれていますので、現状、今年も富士見中に行く生徒は何名かいるそうですが、逆の生徒はいないという状況だそうです。この選択している間にまたそういう環境の変化等で逆の判断がなされることもあるかもしれませんけれども、このまま推移しますと西陵中の生徒数は減っていく傾向にあることは事実でございますので、ある一定の基準が確定したわけではございませんけれども、また教育委員さんのご判断でそういう協議を行わなければならない時期が来る可能性があるのも現状でございます。地域の実情その他判断した流れの中で、4年間延ばすというふうになっていますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

足立委員長 : ご意見、ご質問いかがですか。
齋藤委員 : 部長にご説明頂いた前段の部分は、まさに西陵中学校の教育課程を整えるためであると。本当に西陵中の教育環境を整えるためであればいいんですが、逆にそれが西陵中や地域の人を苦しめる結果になるんじゃないかと要らぬ心配もないわけではないです。非常に微妙だと感じています。

足立委員長 : 木島主幹、補足はありますか。
木島学校教育課主幹 : 参考までに、今年の実験の説明会が10月13日に富士見中学校でございました。出席された方が76名。この内、緑ヶ丘小学校の保護者と児童が9名おりました。この説明会の時は、特に質問はございませんでした。

続きまして、今年11月9日ですが、西陵中学校の方で学校紹介、説明会がございまして、出席された方々が26名。この内、西小の児童が1名おられた記録にはなっているんですが、私どもが説明に入る段には見えなかった状況です。その前の、学校の施設などを見てお帰りになったのかもしれません。その時に、質問が2つ程ございました。

1つ目につきましては、仮に選択して入学した後、やはりダメだったということで再度選択届をもう1回（出せるのか）。例えば、西陵を選択したんだけど、ダメだということで富士見、その逆もあるんですが、そういう場合は可能かという質問がございました。これにつきましては、規則上可能ですと答えました。ただ、転校すること自体が子どもの精神的な負担とかもあるし、また小学校ではなく中学校ですので制服の違いもあります。そういったことで、よくよく慎重に考えて決めて頂きたいということをお願いしました。

2つ目が、西陵中学校の生徒を増やすため、言わば学校を存続させるために市と学校は何をしてきたのかという質問がございました。これにつきましては、全国的に少子化が進んでいて、茂原も例外ではないということ。解決策としては、自然増が今の時代あまり望めない中で、社会増、要は新住民を呼び込む必要がありますと。それで、市では市長が議長となって人口減少問題対策プロジェクトというものを立ち上げて、これは若手職員が中心メンバーになっているんですけども、その時は調査研究をやっているところでしたのでそういう話をしました。あと、人口を増やすには雇用の創出がどうしても必要になるだろうということで、今、市長が自らトップセールスを各企業回ってやっているところなんですということを市としては取り組んでおりますと。あと圏央道も開通したので、その辺の効果は期待できるんじゃないかというような話をさせて頂きました。

それと先程部長の方からも説明がありましたけれども、この選択制を導入するに当たりまして、緑ヶ丘の自治会からの提案に教育委員会も乗ってやった経緯がございます。それで、富士見中学区の自治会の皆さんとかPTAの皆さんとかも、わざわざその会議に来て頂いて、その中で侃々諤々とした議論を展開してきて、それで最終的に出来た制度ですので、こうい

うことを市としては取り組んできたということで、それは市としての努力ではないかと思いましたが言わせて頂きました。

今の段階なんですが、西陵中学校に行く予定のお子様が、新1年生が23名。緑ヶ丘小が今29名いるんですが、その内23名が指定校である西陵中学校に行くと。その他、3校につきましては、西陵中に行かれる予定の方は今のところおりません。富士見中学校の新1年生ですが、149名。緑ヶ丘小からは、29名中6名が選択届を出しております。その他3校につきましては、富士見中に行くという形でございます。これは現段階でございます。

足立委員長 : 今のお話も踏まえて、ご質問ご意見をお願いします。

古谷教育長 : このところ（生徒の）推移はどうでしたか。

木島学校教育課主幹 : 今まで3回、平成23・24・25年とやってきておりまして、平成23年4月1日の第1回目の選択の 때가、緑ヶ丘小から富士見中へ行った方が1名いらっしゃいます。24年4月の2回目ですが、この時が緑ヶ丘小から富士見中へ行った方が6名。逆に、西小から西陵中へ行った方が1名。今年の4月ですけれども、緑ヶ丘小から富士見中へ行った方が2名です。逆に西小から西陵中へ行った方が1名いらっしゃいました。

齋藤委員 : 緑ヶ丘小学校の現6年生は29名ということですが、3年生、4年生、5年生の生徒数を教えてください。

宮本学校教育課長 : 現在の5年生が28名、4年生が26名、3年生が36名。

齋藤委員 : 3年生が多いですね。

宮本学校教育課長 : その後は、2年生20名、1年生23名と減っております。

平成29年の4月が西陵中としては人数が一番多くなり、90人となります。

足立委員長 : 緑ヶ丘小から富士見中を選択した子ども達というのは理由はあるんですか。やはり部活動をやりたいとかそういう理由なんですか。全く違う理由ですか。

宮本学校教育課長 : 子ども達から直接聞いたわけではございませんが、学校から聞いたところによりますと、やはり子ども達の選択の理由は、多くは部活動にあると。例えば、小学校時代ミニバスケットをやってきた女子が、富士見中学校のバスケット部に入部してバスケットを続けたいというのが大きな理由というふうに、過去の入学の経緯の中では耳にしているところでございます。

足立委員長 : 他にご質問、ご意見ございませんか。

無いようですので、第2号議案について採決に入ります。

議案第2号について、原案通り可決することにご異議はありませんか。

各委員 : 異議なし。

足立委員長 : 議案第2号は、全会一致で原案通り可決することと決定致しました。

次に、議案第3号「茂原市教育委員会感謝状贈呈者の決定について」の説明をお願いします。

鈴木教育部長 : 議案第3号、茂原市教育委員会感謝状贈呈者の決定につきましてご説明申し上げます。

本案は、茂原市教育委員会感謝状贈呈規程、第2条2項「市の教育活動に対し、通算10年以上ボランティアに従事した者」として、各幼・小・中学校の教育活動に貢献された29名の方を表彰するものです。

主な功績としては、各学校の総合的な学習の時間に使用する水田や畑地を提供あるいは管理していただいている方、防犯パトロール・交通安全指導をしていただいている方等、であります。以上、ご審議よろしく願いいたします。

足立委員長 : 議案第3号について、ご質疑をお願いいたします。

齋藤委員 : 表彰状は、10年以上従事した者は表彰状の対象になりますよね。確かそうだったと思いますけど、いかがでしたか。

足立委員長 : 表彰状と感謝状の違いですね。

齋藤委員 : 仮に10年であったとすると、10年経っていれば表彰の対象になるのに何で10年経って感謝状なんですかという意味合いです。

- 鈴木教育部長 : 規定の資料を出すまで、お待ちいただけますか。
- 足立委員長 : その件は、少し後回しにして、他にございますか。
- 鎌田職務代理 : 茂原市表彰規定というのは、どのようなものでしょうか。
参考資料に茂原市表彰規程及び茂原市教育功労者表彰規則の表彰に該当しなかった者が感謝状の対象と書いてあるんですが、教育功労者の方はこの前やったので覚えているんですが、茂原市表彰規定はどんなものだったかと思ひまして。
- 鈴木教育部長 : 教育功労者表彰規則なんですが、市内の小学校、中学校及びその他の教育機関における教育の推進に貢献した者、それから市の社会教育の振興に貢献した者、その他前各号に準ずるものという形である中で、今言った市内の小学校、中学校及びその他の教育機関における教育の推進に貢献した者。
- 齋藤委員 : 年数書いてありませんか。
- 鈴木教育部長 : ないです。
- 齋藤委員 : これは判定行為ですね。表彰状に関しては。
- 鈴木教育部長 : 内規があるのかどうか。
- 中山次長 : 内規がございます。(内規準備中)
- 鈴木教育部長 : 教育功労の方は、11月3日に表彰するもので、感謝状は11月3日など規定はなく、いつでも出来ます。
- 足立委員長 : (茂原市教育委員会感謝状贈呈規程の)第2条のところを読むと、表彰に該当しなかった者で、次の各号のいずれかに該当する者に対し、感謝状を贈呈するという。要するに、表彰に該当しなかったわけですね、これを読むと。
- 古谷教育長 : 茂原市の教育委員会では表彰規則、要するに市の教育功労者表彰規則だけで平成20年ぐらいまでは運営してきて、感謝状というのはなかったんです。教育行政をずっとやって来ますと、学校の教員とか社会教育とかそういうふうに直接教育にたずさわっていなくても、ボランティア制度というのはかなり充実してきて、随分長い間ボランティアをやってくれている方がいるということで、そういう方にも何か賞を差上げた方がいいのではないかと、平成21年11月1日施行とありますから、10月頃の教育委員会会議で感謝状規定を新たに作ったということだと思います。したがって、感謝状は学校の先生とか社会教育委員とか、そういう方たちではなく、民間で教育に功労した方というような捉え方です。
今回、ボランティアもあるし、稲作体験で随分昔から田んぼを貸してくれている方もいるという提案を頂きましたので、掘り起こしを進めました。中には、稲作の田んぼをかなり貸して頂いた方とかあるいは管理をしている方とかいらっしゃいます。そういうことで、どちらかというとボランティアが中心というふうに思っ頂くと良いと思います。
- 鈴木教育部長 : 茂原市教育功労表彰の内規が、非常勤特別職として10年以上貢献した者であることということで、教育委員以外に社会教育委員とか。
- 齋藤委員 : ボランティアも入るでしょその内規の中には。
- 鈴木教育部長 : 非常勤特別職ですから。非常勤特別職というのは、辞令の出ている方ですね。ですので、教育功労の中にはボランティアは入りません。ですから、スポーツ推進委員とか社会教育委員とか生涯学習推進委員とか教育委員会として委員として委嘱している人で10年以上貢献している方が11月3日の教育功労の対象となっていて、それ以外の方については感謝状という形で、この間ご指摘頂きましたので全部拾い上げて、そちらにまとめてあります。
- 鈴木委員 : 拾い上げてという言葉が今出たんですが、本当は平成21年11月1日から施行するということですので、参考資料の年数を見ていくともっと早くやっておかなければいけなかったという部分があったんですね。これから落とさないようにやっていかなければいけないなと思いました。
- 足立委員長 : 今回、29名あげて頂いたわけですが、これから先のことを考えて、29名今年1回でというのはいかがですか。例えば、今年はこの内10名にしましょうとか15名にしましょうとか、それで来年にこの方た

- ちを回しましょうとか。せっかくあがってきたのにケチをつけるわけじゃないんですが、ちょっと多いかなと思ったので発言させてもらいました。
- 鈴木教育部長 : 今まで感謝状の贈呈をたまたましてこなかったという部分で、大変反省している部分があるんですが、今回は各学校にお願いして、漏れがないように拾いました。これからについては、定期的に感謝状の贈呈をしていきたいと考えておりますので、年齢的なことも考慮しまして、出来るのであれば対象となったことが確認された時に感謝状を贈呈させて頂きたいと考えておりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。
- 鈴木委員 : 今の部長のお話の中にありましたけれども、10年というところでいつも同じ時期ということではなく、10年経ったところで随時、感謝状の贈呈があるということで確認しておいてよろしいですね。
- 鈴木教育部長 : 11月3日教育功労やっている関係がありますので、何月頃やるのが一番いいのかということのをこれからお話頂いた流れの中で、毎年定期的にやるような形で進めていきたいという考えを持っています。
- 古谷教育長 : 1人出たから1人やるというよりは、1年に1回なら1回、決まった時期に感謝状の贈呈をするのがいいと個人的には思っています。
- 古谷教育長 : 今まで100万円の寄附というのがあって、その時は分かりやすいのでその都度やっていたんですけど、今回はボランティアなのでこういう形になったんですけど、100万円の寄附と一緒に年間、今頃に合わせてやるか、そういうことも検討していきたいと思います。
- 足立委員長 : 他にご意見ございますか。
- 各委員 : 異議なし。
- 足立委員長 : 議案第3号は、全会一致で原案通り可決することと決定致しました。
- 古谷教育長 : 可決したんですが、この感謝状を渡す方法について聞きたいんですけれど。
- 足立委員長 : 今、ご提案頂きましたけれど、この感謝状を渡す方法についてご意見お聞かせください。
- 宮本学校教育課長 : 原案として提案させて頂きたいんですが、29名の方を一同に集まって頂いてということになりますと、かなり大きなセレモニーになるということもありますので、今回のこの表彰につきましては、2日間くらいに分けて、順次学校ごとにお呼びして、教育委員会を代表して教育長の方から感謝状の贈呈をして頂いたらいかかかと考えておるところでございます。それについて、ご意見を頂戴したいと思います。
- 足立委員長 : 宮本課長からお話がありましたが、いかがでしょうか。
- 各委員 : はい。
- 足立委員長 : そのように計らってください。よろしくお願いします。
- 宮本学校教育課長 : 年明けに学校を通じて、ご本人の方にお知らせが届きます。従いまして、贈呈は2月に入ってということを考えておりますので、ご承知置き頂ければと思います。
- 足立委員長 : 2月中に行うということで。これは広報かなんかで発表しますか。
- 鈴木委員 : した方がいいんじゃないですか。いかがでしょうか他の委員さん。
- 鈴木教育部長 : 100万円の寄附の時にもやっていましたか。
- 鈴木教育部長 : 寄附を頂いた時に、広報掲載とか希望を聞いて、中には掲載をしないで下さいという方もいますので、いいですよという方については掲載しています。
- 足立委員長 : 今回の掲載については、同様に取扱いますか。
- 鈴木教育部長 : まだ、個別に当たっていないのでハッキリしたことは分からないんですが、感謝状贈呈者ということで記事として広報に掲載することは何ら問題は無いと思います。日にちや紙面の関係もあるので、調整させて頂いて出来るだけ載せるような方向で対応させて頂きたいと思います。

足立委員長 : ぜひ、載せてあげて頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、報告事項の1「平成25年茂原市議会第4回定例会（12月議会）の一般質問の要旨について」の説明をお願いします。

中山次長 : 平成25年茂原市議会第4回定例会が、11月27日(水)から12月12日(木)まで開かれました。

一般質問につきましては、12月4日～6日の3日間で行われ、質問者12名の内8名から教育委員会に関する質問がありました。詳細については、別紙一般質問の概略を参照して頂き、ここでは各議員の質問項目についてご説明いたします。

まず、平議員より「社会教育施設について」の中で、図書館の移転及び運営について、「図書館の管理・運営に関しては、住民に対しての説明責任がある中で、今回の移転関係について十分な説明がなされているのか。また、現在までの経緯について伺いたい。」「現在行われている図書館事業、また、学習プラザ内にある子どもセンターは、このまま継承されるのか伺いたい。」「現在勤務している図書館及び学習プラザの非常勤職員等の処遇について伺いたい。」再質問として、図書館の移転及び運営について「市民に周知するとのことだが、いつ周知するのか。」「新図書館では駐車場・駐輪場はどうするのか。」「4月からの休館中は、東部台文化会館図書室に集中すると思われるが、駐車場はどうするのか。また、職員対応は。」「指定管理者は、パートでの雇用や低賃金の雇用となるのではないのか。」「短期間で指定管理者が変更すると継続的な責任ある仕事が期待出来ないのではないのか。」「茂原市立図書館のあり方は。駅前学習プラザで良しとするのか、今後の考えがあるか伺いたい。」との質問がありました。

次に、竹本議員より「図書館移転と学校図書室の整備について」の中で、「民間委託するとの事だが、委託後は、現在2人いる司書を活用して学校図書室を充実させたり、子どもたちへの読書活動の普及を進めてはどうか。」「市外への貸出について、長生郡内の町村の負担を求めているのか。」「電子書籍の貸出機能を持った図書館としたらどうか。」再質問として「電子書籍の導入について、経費等調査しているのか。」「指定管理者制度となることで、システム変更などで電子書籍化するいい機会ではないのか。」「休館期間が長すぎるのでは。」との質問がありました。

次に、小久保議員より「教育問題について」の中で、いじめ防止対策について「本市における、いじめの認知件数と、いじめ未然防止対策の課題について伺います。」「いじめ防止対策推進法の施行を、どのように捉え、対応しようとしているのか。また、今後の取組について伺います。」再質問として「本年度、認知されたいじめの内容と、統計に見えない部分の検証はされておりますでしょうか。お聞かせください。」「御答弁に、学校・家庭・地域が連携をして、子どもたちを見守る体制の構築、改善。とございますが、具体的にどのように取り組まれているのか伺います。」「いじめ防止法では、地方自治体に条例などの形で「地方いじめ防止基本方針」を策定することを努力義務とするとありますが、この条例の制定について、どのようにお考えであるか伺います。」との質問がありました。

次に、金坂議員より「学校施設について」の中で、耐震化について「五郷小学校と早野中学校の耐震化の進捗状況について伺う。」施設改修について「五郷小学校管理教室棟のトイレ改修が必要と思われるが、どう考えているのか。」再質問として、「台風26号の災害について」の中で、避難所の整備について「市内の中学校で雨が降っても、車でグラウンドに入ることが可能な学校はあるか伺いたい。(何校)」との質問がありました。

次に、細谷議員より「教育問題について」の中で、市内小中学校内での携帯電話の取扱い指導について「学校での携帯電話の指導の現状は、どのようになっているのか伺います。」市内小中学校の道徳教育の取り組みについて「道徳の授業の現状と学校で国旗を毎日掲げているのかどうか、伺います。」再質問として、市内小中学校内での携帯電話の取扱い指導について

「条件付き許可とはどういう場合か、また、トラブルやいじめなどにつながった事例はあるか伺います。」「携帯電話は、緊急の時などは便利な時もありますが、トラブルの事例が増える傾向とみられますので、保護者会や母親学級などで社会情報の氾濫の現状を話すことが必要ではないかと思うが、また、親が子供の命を守る義務があるということを親に伝える必要があると思うが、見解を伺います。」市内小中学校の道德教育の取り組みについて「現在道德授業を教えている先生はどなたか、道德授業が他の授業に変えられていることはないか伺います。」「国旗を毎日掲げていない学校が10校あるが、その理由を伺います。」市のPRについて「小中学校の生徒など若い人に見せることは、意義あることと思うが、どう考えているか伺います。」との質問がありました。

次に、三橋議員より図書の取扱いについて「図書館及び学校図書室に「はだしのゲン」は閲覧もしくは貸出図書として置かれているか。」「松江市教育委員会における「はだしのゲン」の閉架措置問題に対する教育委員会の見解は。」再質問として、「「はだしのゲン」では日本国憲法を否定する内容であると思うが教育委員会の見解は。」「問題のある描写があるので撤去すべきと考えるが、教育委員会の考えは。」「日教組の機関誌に掲載されてから作風が変わってきたと考えられるが、日教組の考え方への見解は。」「主人公が君が代を歌わないという描写があるが、学習指導要領に反している本を置くのは問題ではないか。」「教育基本法に反していると思われるが見解は。」「新たに図書を購入する際、購入基準はあるのか。」との質問がありました。

次に、前田議員より「子育て支援について」の中で、子どもの居場所「保育所、幼稚園、学校以外での子育て支援について」教育・文化施策についての中で、教育についての認識「教育についての基本的考え方は。」小中学校への地域サポート「学校と地域のあるべき姿についての考えは。」図書館の移転「図書館の移転について経緯・概要は。」再質問として、教育・文化施策についての中で、教育についての認識「教員の負担軽減への認識は。」「少人数クラスの状況は（35人学級の実施状況）」「調査・報告書類が多くなっているとのことだが実態と対応は。」小中学校への地域サポート「地域による補習授業の可能性、問題点は（実施までの道筋）」「地域住民による部活動の指導の可能性、問題点は（実施までの道筋）」図書館の移転「市民との情報交換は充分に行われたのか（水害前から議論）」「茂原市図書館協議会はどのようなメンバーで構成されているのか。」「図書館協議会が12月6日に開催され、議題が図書館移転及び指定管理者制度導入の答申とあるが、議会と同時併行なのはいかがなものか。」「読み聞かせ教室・子ども連れへの配慮（他の場所での開催／子ども図書館）」「契約内容（賃借料、期間、賃借料の見直し）」「現在の図書館の土地建物（跡地）の利用方法は」「指定管理者の募集の概要は」「カフェの設置の可能性は」「100万円の寄付の内容・使途は」との質問がありました。

次に、山田議員より再質問として、災害に強いまちづくりについての中で、地震、風害対策について「平成25年4月1日現在、福島県の一部を除いた全国の公立小中学校耐震化率は88.9%、平成25年度予算執行後は94%に達する見込みというデータがあります。千葉県内で見ると銚子市の55.7%に次いで茂原市は64.3%と2番目に悪い数値です。この数値をどう捉え、どういう予定であるのか、課題と対策を含めて伺います。」「学校としての耐震化率の最終目標は90%でしょうか100%でしょうか。」「学校の窓ガラス、避難所の窓ガラスの現時点での対策状況を伺います。」「文部科学省が平成24年度に新規創設した、学校の「防災機能強化のための補助制度」は、公立幼稚園、小学校、中学校などにおいて、非構造部材の耐震化、避難経路や外階段の設置、備蓄倉庫の整備など、窓ガラスも対象となっていました。国の補助が1/3で、地方財政措置により実質的な市の負担が13.3%程度で済むそうですが本市では過去この補助制度を利用したのか、今年度、来年度はどうか伺います。」「学校の防災対策には、合わせガラスと飛散防止フィルム貼りの2通りの対処法があるとも言われておりま

す。長期的な計画には合わせガラスを、10年以内に改築等の計画がある建物には、飛散防止フィルムをすすめているそうです。合わせガラスと飛散防止フィルムを貼る場合の初期コストを比較しますと、一般的に合わせガラスの方が高くなりますが、飛散防止フィルムはフィルム工業会で張替え目安を10年としているためメンテナンスが必要となります。一方で合わせガラスはメンテナンスが不要のため10年以上使用する場合は費用の削減も可能です。単年度で考えるだけでなくトータルコストでみた安全対策も必要と考えるが見解を伺います。」との質問がありました。

以上が、一般質問の概要でございます。

- 足立委員長 : このように教育関係の質問は毎回本当に多いですね。これにつきまして、ご質問ご意見のある方。
- 鎌田職務代理 : 学校評価というものは、ここに公表とあるんですが、公表ってどこにしているんでしょうか。
- 宮本学校教育課長 : 各学校は年度末に学校評価を行います。その結果の公表としては、まず保護者等については学校だより等を配付しております。あと、学校のホームページの方に掲載している学校も見られます。そういうような形で公表しております。
- 鎌田職務代理 : 公表は、義務ではないですか。
- 宮本学校教育課長 : 義務とはなっていません。ただ、出来るだけ公表するというふうになっています。
- 齋藤委員 : 山田議員の再質問に関係することなんですが、耐震化率ですね。よそでは、25年度で94%、ほぼ完成しています。しかしながら、茂原は残念ながら64%。27年度に完成をさせる。これはできますか、この状況で。
- 鈴木教育部長 : 基本的に、今茂原市の最優先課題として学校施設の耐震化というのを実施しております。現実問題として、25年度末で6棟完成します。残っているのが30なんですけれども、6棟が完成します。26年度中には15棟、平成27年度中に9棟で全て完成する予定です。ただ、一番心配しているのは、市長も最近よく口にするんですが、資材費と人件費の高騰で入札が不調に終わったということで、茂原市でも本納中学校は先日入札が不調で、その後、随意契約をした経緯がございます。これから計画的には、27年度までに完了する計画の予算の枠組みは財政当局と協議は終わっておりますので、粛々と進めていくということで問題は無いんですけれども、入札の方がうまくいかないというところが若干危惧する面がありますけれども、これも市として責任を持って粛々と頑張っていきたいと思っておりますので、教育委員の皆さんにおかれましては27年度に終わるということでご理解頂きたいと考えております。
- 足立委員長 : 随意契約になった場合、補助金もその割合で余分に頂けるんですか。それとも、多くかかってしまった分は全て市が負担する形になるんですか。
- 鈴木教育部長 : 現状では、予算組みした中で補助金等も設定しておりますので、その中で契約するように努力しないと市の方も予算がふんだんにあるわけではありませぬので。今回、消費税が上がる見込みになったので、3%分補正をしたり、制度が変わっていけばそういう対応はするんですけれども、基本的に計画予算の中で収めていくという流れで進めております。補助金につきましては、交付税の問題ですとか色々な問題に影響してくるところがありますので、出来るだけ有利な補助制度を活用していくようにやっておりますので、その制度の運用の中でうまく活用を図っていくというのが現状でございます。ただ、現実問題として不調になると、齋藤委員が言われましたようにスケジュールがぎっちり詰まっていますので、それが滞るとどうしても後ろに送り出される部分があるので、それがないように、予算を組んである通りに入札がうまく落ちていけば、27年度までに間違いなく終わるという考え方でいますけど、その辺のところの不確定要素が若干そこにあるという理解です。
- 足立委員長 : 結果的には、上乘せになってしまった分は市の負担になるということですよ。
- 鈴木教育部長 : 上乘せにならないように努力するというのが第一条件でして、現実問題

として今回も予算内に随意契約で収まるような契約をしていますので、今後もそのような形で出来るだけ適正価格で契約をすることによって、予算の範囲内で出来るよう努力したいと思っています。ただ、実際問題として不調に終わったものについて、建築工事等が金額が大きいんですけども、例えば電気だとか機械工事というのは修正でもう一度再入札なんてこともやっています。そういうようなこともしておりますけれど、あくまでもある程度予算の範囲内で動いているという話でございますので、現行確保されている予算の中で出来るだけ最善の努力はさせて頂く考え方です。

- 足立委員長 : 他にご質問、ご意見ある方。
- 鎌田職務代理 : 2つお聞きしたいんですが、前に学校の先生方の事務処理が非常に多いということで、前田議員の調査・報告書類が多くなっているが対応はどうかという質問に、国や県からの同種の調査を精選すると書いてあるんですけど、それをなるべく減らせればいいと思うんですが、精選してこのアンケートはやめようとか実際やっているんですか。
- 宮本学校教育課長 : 国から来て、県から来てという似たような調査がございます。それは、1回調査を掛けて、こちらで得た数値を報告するという意味で答えさせて頂いております。ですので、県のものでやらないでいいというものは無いので、必ず答えなくてはならない。ただ、そのやり方を、一度聞いたにも関わらずまた同じ調査を学校に掛けてしまうと担当者に負担が掛かるので、出来るだけそれを避けるように対応をしているところです。
- 鎌田職務代理 : あとは部活の一般の人の指導なんですけれども、私も柔道でたまに行ったりするんですけども、そういう時にやはり昔はそんなこと思ったことも無いんですけど、怪我をさせちゃったらどうするのかなとか心配になってきてしまって、それに対して学校でどの程度の保障、怪我をしたらどのくらい保険が下りるのか、その辺はどうなのでしょう。
- 宮本学校教育課長 : 児童生徒につきましては、年間を通して活動におけるものはスポーツ振興センターの方に保険を掛けてございますので、その範囲内での保障となっております。
- 鎌田職務代理 : それがどのくらいの保障なのか。
- 木島学校教育課主幹 : 極論で言いますと、死亡で2, 800万円で、怪我は、その治療の程度によって、スポーツ振興センターの方から出ます。
- 鎌田職務代理 : 通院や入院は、どのくらいの保障なんですか。
- 木島学校教育課主幹 : 医療機関からの請求に応じて、全額出ます。
- 鎌田職務代理 : 結構高いものに入っているんですか。
- 木島学校教育課主幹 : 全国共通の制度ですので1人945円で、その内485円を市が負担しています。
- 齋藤委員 : 関連ですが、仮に事故を起こしてしまった場合に、見てたのが学校の先生でもあるいは学校から頼まれた方、頼まれなくても自発的に第三者が見ていた場合も同じ扱いですか。指導者がどちらでも良いということですか。
- 宮本学校教育課長 : 基本的には、学校教育活動の中のものであれば、それは保障されます。あくまでも、学校の部活動、例えば柔道部の活動の中でのことです。
- 齋藤委員 : 自発的に見ると言ってやって、もし何かあった時にはそれは対象にはならないということですね。
- 宮本学校教育課長 : 学校が認めていない場合は、ダメということです。
- 足立委員長 : OBが来て、OBが投げて怪我させてしまった場合はダメだということですね。
- 宮本学校教育課長 : 部活の時間の中でという場合と、そうでなくて例えば単なる日曜日とかなんかに学校に関係なく子どもたちを相手にして何か怪我をさせてしまった場合とでは、後者は保障にはなりません。
- 齋藤委員 : それも難しいと思うんですよ。いつでもいいですよ、やってくれとは頼まないけど、学校の道具を使っていよいよ。見てくれとは言っていないけど、道具は使っていよいよと言ったとなると、またおかしくなるんだよね。
- 足立委員長 : 他にございますか。

それでは、みなさんにお諮りしたいんですが、いつも報告という形で議会の資料を頂戴しているんですが、出来れば議会でこういう質問があるという議会事務局に行くところの紙、それを事前にFAXしてもらったかどうかと思うんだけど。他の委員さんは、いかがですか。そうすると傍聴に行けるんです。

中山次長 : 今、委員長がおっしゃられました質問事項の表なんですが、議会開会後は発送しても、あげてもいいということですので、必要であればFAXいたします。

足立委員長 : 出来ましたらFAXして頂けると傍聴しやすくなるので。

中山次長 : 3月議会からそうさせて頂きます。

宮本学校教育課長 : 別件でよろしいですか。議会に関わって。

12月議会の中で1点、陳情が茂原市在住の市民の方から上がっています。満3歳児への私立幼稚園就園奨励費補助の早期適応を求める陳情書という内容でございまして、ご本人からの陳情趣旨については資料をご覧頂きたいと思います。主たる部分は、現在の教育委員会で補助をしております私立幼稚園就園奨励費というのは、3歳児からの子どもに対して補助を出しております。ただし、この満3歳児と3歳児というのは若干違っていて、3歳児というのは例えば今年で言うと、平成25年4月～平成26年3月の間に4歳の誕生日を迎える子どもを指して3歳児というふうに通常我々は言っています。ただ、この陳情で市民の方がおっしゃっている満3歳というのは、その1つ前の段階ですので、通常私たちの方で申し上げると2歳児というふうな扱いになるところでございまして、2歳児の段階で誕生日を迎えたから幼稚園に入ります、その子どもに対しての就園奨励費の補助をお願いしたいというような主旨でこの陳情が出されてきたということでございます。

経緯といたしますと、国の方では平成12年の段階から満3歳児への就園奨励費の補助を認めてきたところでございまして。しかしながら、本市の場合ですと、その間にちょうど合併協議が2度ございました。また、それが2回ともまとまらなかった、その後に平成18年からは財政健全化というようなことがございまして、この満3歳への就園奨励費補助については現在のところ対象としていないところでございまして。それがあって今回、この陳情書が出されたというところでございまして。

12月の議会の中では、審議の結果、この陳情が採択をされまして茂原市としてもこの満3歳児への対応をするようにとのことで採択をされたところでございまして。それに伴いまして、主管課であります教育委員会の方に対しまして、今後どのような取り組みをするのかということについて、年明けの1月31日までに報告を求められているところでございまして。

教育委員会といたしましては、この議会採択後に協議をしてきたところでございすけれども、実は今、国においてもあるいは本市においてもそうなんですが、子ども・子育て関連3法案という法案が通りまして、平成27年の4月から新たな子ども・子育ての支援制度というものがスタートしようとしています。それに向けて、現在、国でも先程言った茂原市においても今、準備を進めているところでございまして。その見直しが図られるというのは、当然保護者にとっての負担の見直しというものも入っておりますので、茂原市においても満3歳児への私立幼稚園就園奨励費の補助について27年4月からスタート出来るように準備を進めて参りたいと考えております。これに対しまして、教育委員の皆様方からもご意見を頂戴して、次回1月の教育委員会会議の中で教育委員会としての考え方をまとめさせて頂きたいと思っておりますので、その間ご検討をお願いしたいと思ひまして、ご報告させて頂きました。

足立委員長 : この件についてご質問ありますか。

齋藤委員 : 子どもが少ないという時期に子どもに援助できるということは、非常に的を射た、時を得た話ではないかなと個人的にはそう思います。

木島学校教育課主幹 : 参考までにですが、今までも平成12年度から国はこの満3歳児に対して補助した場合に国は補助を出すというふうになっていまして、ただ、茂

原市の場合、先程課長からご説明しました通り、合併協議があったり財政健全化が始まったりで、なかなか財源的に。年間3、4、5歳に出している金額は結構大きいんですね。毎年国は単価を見直している関係で、市の財政も非常に厳しい中で、さらに満3歳、満3歳児を加えても試算しても170万円くらいなんですけど、ただ170万円あればもっと、例えば小学校、中学校を充実させられますし、そういったこともありますので、ちょっと時間を頂いて27年4月ということで事務局では検討させて頂いているところです。

足立委員長 : ご質問無いようでしたら、次に移りますがよろしいですか。
次に、報告事項の2「長生郡市広域市町村圏組合規約の変更に関する教育委員会への意見聴取について」の説明をお願いします。

中山次長 : 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定により、11月20日に茂原市議会議長から、別紙のとおり照会がありました。
本回答については、茂原市教育委員会行政組織規則第7条第1項第3号により、教育委員会の議決事項ではありますが、規約変更の議案を12月議会に上程していることから、回答期限は12月議会の閉会までに必要であり、教育委員会会議を召集する時間的余裕がないことから、同規則第8条第1項の規定により教育長の臨時代理で処理したものです。

同規則第8条第3項により、「臨時に代理したときは、その事項を最近の会議において報告しなければならない」とされていることから、今回の教育委員会会議において報告を行うものです。

規約変更の内容については、農業者研修センターを平成26年3月31日をもって廃止することに伴い、規約中第3条の共同処理する事務に関する規定から、農業者研修センターの維持管理に関する事務を削除するものです。

足立委員長 : この件につきまして、ご質問ある方。よろしいですか。
次に、報告事項の3「平成26年第1回（1月定例会）及び平成26年第2回（2月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について」のご説明をお願いします。

中山次長 : 平成26年第1回教育委員会会議（1月定例会）ですが、前回臨時会の時に1月30日は時間等の調整をさせて頂きたいというお話をしたんですけども、予定通り1月30日（木）15時から9階会議室で行いたいと思います。第2回定例会につきましては、2月18日（火）13時半から会議を行いたいと考えております。その後、15時から学芸文化の表彰式を予定したいと考えておりますので、協議をよろしくをお願いします。

足立委員長 : 1月定例会、2月定例会について、この日程でよろしいでしょうか。

各委員 : はい。

足立委員長 : それでよろしくをお願いします。

1月30日、プレゼンテーションの件はホームページ見たら、1月下旬ってなっていたからまだ30日に決まっていなみたいですね。

高中生涯学習課長 : ホームページ上は下旬になっているんですが、それが30日ということで決まりまして、開催する予定です。

足立委員長 : 続きまして、その他に報告がありましたら、よろしくお願いします。

中山次長 : お手元に平成25年度の卒業式と26年度の入学式の日程がいつているかと思いますが、25年度の幼稚園の卒園式が26年3月19日（水）、小学校の卒業式は、3月17日（月）と3月18日（火）に行います。中学校につきましては、3月11日（火）全校実施します。

26年度の入学式ですが、幼稚園の入園式は、4月10日（木）、小学校は、4月9日（水）、中学校は、4月8日（火）となっておりますので、よろしくお願いします。

足立委員長 : ということでございますので、この日を皆さん空けておいて頂きたいと思います。他に。

高中生涯学習課長 : 生涯学習課で所管しております学校開放につきまして、小中学校長会の方から要望書が出ましたので、そのご報告とそれから今後の取扱いについてご説明致します。

報告事項その他 1 という資料をご覧頂きたいと思います。小中学校長会の方から小中学校体育館の開放についての要望書ということで 1 2 月 1 0 日付で出されております。内容につきましては、フットサル及びサッカーについて、体育館内の施設設備の破損事例が多いために開放規則第 9 条第 1 号、これは学校施設の管理上支障があるときには貸せないという規則でございまして、そちらに該当するので体育館の使用を許可しないこととしたいということで要望書が上がっております。2 枚目に、フットサル関係につきましの事故事例を記載してございます。窓ガラスの破損ですとか消火剤の飛散、ステージ下や側面の木が外れたり欠けたというようなことがこちらの方に掲載されております。こういうようなことが多々見受けられるということで、小中学校長会の方から使わせないようにして欲しいという要望が上がっておりますので、生涯学習課といたしましても、この要望を踏まえましてフットサル・サッカーについての体育館での使用については今後させないというようなことで取り組んで行きたいと考えております。今現在、貸しているところは、新治小と茂小が貸しております。これにつきましては、来年度 2 6 年から貸さないようにするというので今後取り扱って行きたいと思います。

足立委員長 : この件について何か質問はありますか。よろしいですか。他にございますか。

宮本学校教育課長 : 私の方から、報告事項その他 2 と書いてございますけれど、平成 2 6 年 4 月 1 日以降の幼稚園、小・中学校の給食費について報告をさせて頂きたいと思います。

平成 2 6 年 4 月 1 日に消費税が現行の 5 % から 8 % へ引き上げられることが決定しております。それに伴って、色々なものが消費税分として引き上げられる現状があるわけですが、茂原市の幼稚園、小学校、中学校の給食費については、県内の各市町村の給食費に比べまして現行、幼稚園・小学校が 2 7 0 円、中学校が 3 1 5 円という金額ですけれども、これはまだ高額の部類に属しております。今回、消費税の引き上げの状況を近隣の長生管内の町村を確認しましたところ、下の表にありますように白子町と睦沢町は値上げをするように考えておるようですが、他の 4 町村は今回 2 6 年 4 月 1 日の段階での引き上げは考えていないということもございまして、茂原市といたしましても今の金額から上げるということではなく、提供の仕方の中で副食等の内容を工夫することにより、現在の金額を変更せず 2 7 0 円と 3 1 5 円の料金で 4 月以降も提供していきたいと考えていますので、ご報告をさせて頂きたいと思います。

足立委員長 : このことにつきまして、ご質問ある方。よろしいですか。他に。

鈴木教育部長 : 先程、茂原市の表彰規定が出ましたので報告させて頂きます。

基準が、(1)としては、本市の市政、社会、経済、文化の振興発展に寄与し、その功績が顕著な者。(2)として、市議会議員及び市長、副市長、教育長の職にあること 1 2 年以上の者。(3)として、法令に定める各種委員会の委員及び監査委員の職にあること 1 5 年以上の者。(4)として、市条例により設置された各種委員会等の職にあること 1 5 年以上の者。(5)として、善行が特にすぐれ、他の模範と認められる者。(6)として、前各号に掲げるもののほか特に市長が必要と認めた者。ということですので、かなりハードルが高いということでございます。

足立委員長 : 他に報告事項はございませんか。
無いようですので、以上で第 1 5 回教育委員会会議を閉会と致します。

茂原市教育委員会会議規則第 2 7 条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 2 6 年 1 月 3 0 日

委員長 足立 俊夫

署名委員

齋藤 晟

署名委員

古谷 一雄